

当初・変更

工事執行機関 60015 企業局

入 札（ 見 積 ） 執 行 調 書
入 札（ 契 約 ） 結 果 書

年災		事項		契約	令和7年8月5日
工事番号	25-60015-0001	工 事 名	沼部堰改築（2工区）工事	着工	令和 7年8月6日
入札執行年月日	令和7年7月29 日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和10年12月22日
審 議 番 号	公所	本庁	000000		
路線・河川名	勿来工業用水道			予定価格	2,020,007,000
工事箇所 自	いわき市沼部町道中子 地内			最低制限価格	—
至	いわき市沼部町道中子 地内			調査基準価格	1,765,260,970
工 事 概 要	沼部堰改築（2工区）工事 L=97.2m 可動堰本体工 L=61m、W=15m 場所打杭工 φ1000、N=100本			(予定価格に占める法定福利費概算額)	64,272,950

業 者 コー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額 (契約額)
100000089 クレハ・林特定建設工事共同企 業体	いわき市錦町綾ノ町1 6		
	(1) 1,750,000,000	(2)	1,925,000,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

[illegible]

総合評価方式評価結果

工事執行権者 企業局工業用水道経営課長

地域要件	県内	入札参加者の所在地等(消防団以外)の評価対象地域	県内	消防団への継続加入状況の評価対象地域	いわき建設事務所管内
------	----	--------------------------	----	--------------------	------------

※技術提案の採否は、採の場合には「○」、否の場合には「×」と表記すること。
※技術提案の採否が否の場合には、「加算点(b)」の欄には／(斜線)を記入すること。
※契約締結後の公表時には予定価格を記入して公表すること。
※「技術者確保点」と「技能士」、「資格保有年数」と「継続教育」、「災害出動実績」と「災害協定締結」は、重複して加算しないこと。先に記載の項目の得点がない場合、後の項目が評価対象となる。
※選択項目については、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から2項目、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択すること。
※本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者とし、※落札者以外の加算点は、技術提案書の記載内容のみによる評価であり、資料等により確認したものではない。
※無効の場合は、各点数欄を空白とし、加算点合計((a)+(b))欄に「無効」と記載する。
※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目については、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店及び準本店のみ評価対象。

様式第4号(第13条関係)

総合評価方式入札結果

工事種別 一般土木工事

工事執行権者 企業局工業用水道経営課長

工事番号	25600150001	工事名	沼部堰改築(2工区)工事		予定価格(円)	2,020,007,000	工 期	令10.12.22		開札予定日	令和7年7月31日
路線河川名	勿来工業用水道	工事箇所	いわき市沼部町道中子 地内 勿来工業用水道	工事の概要						技術審査日	令和7年7月24日

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取月日
磐城国道事務所 副所長	田中隆紹	適	令和7年3月17日	不要		令和 年 月 日
磐城国道事務所 副所長	吉田光潤	適	令和7年3月17日	不要		令和 年 月 日

入札参加者	入札参加者の所在地 (契約する本店・支店・営業所)	標準点	加算点	標準点 ＋加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A／C) × 10,000,000	順位	低価格入 札の該当	備 考
クレハ建設(株)	いわき市	100	60.0	160.0	1,750,000,000	1,750,000,000			—	落札者
入札参加者1者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。

※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効(理由も記載すること)」「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。

※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「—」を記載すること。

※本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者としてします。

※復興JV以外のJV該当ありの場合

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県企業局財務規程(昭和44年4月福島県企業局管理規程第8号)第194条第1項の規定により公告する。

令和7年6月24日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

	☒ 新規 ☐ 再度公告 ☐ 改めて公告（設計、条件等の見直しあり）	
区分	前回公告 なし	
工事番号	25-60015-0001	
工事名	沼部堰改築（2工区）工事	
工事箇所	いわき市沼部町道中子 地内（勿来工業用水道）	
工事概要	沼部堰改築（2工区）工事 L=97.2m 可動堰本体工 L=61m、W=15m 場所打杭工 φ1000、N=100本	
完成期限	令和10年12月22日限り	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
起工時期	該当	・ 該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・ 該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。
最低制限価格	該当なし	・ 施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。
総合評価方式	標準型	・ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事 ・ 落札候補者の決定方法及び総合評価の方法は、入札説明書による。 ・ 当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・ 施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・ 調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	・ 福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・ 施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等は、入札説明書による。
電子入札	該当	電子入札に参加するには、電子入札システムへの事前登録が必要 電子入札システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当	電子閲覧システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
専任特例2号の監理技術者の配置	該当なし	建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の監理技術者」という。）の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。
再資源化等	該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

※復興 J V 以外の J V 該当ありの場合

混合入札	復興 J V 以外	該当	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興 J V	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第 3 項で規定する別に定めるものについて(平成 23 年 12 月 28 日付け 23 財第 1971 号通知(令和 2 年 1 月 6 日一部改正))における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
資本関係又は人的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
技術者の工事経験 必要なし		・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が 4,500 万円未満(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満)になる場合又は建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(J V の場合は、出資割合が 20% 以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。 ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
企業の工事規模実績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J V の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
J R 近接工事 該当なし		該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

※復興 J V 以外の J V 該当ありの場合

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数		2 者又は 3 者であること。
構成員の組み合わせ		・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。 ・代表構成員の資格要件を満たす者 1 者及びその他の構成員の資格要件を満たす者 1 者又は 2 者の組み合わせであること。
結成方法		自主結成であること。
各構成員の出資割合		・ 2 者の場合は、各者 30 % 以上であること。 ・ 3 者の場合は、各者 20 % 以上であること。
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。(ただし、請負金額が 4,500 万円未満(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満)になる場合又は建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(J V の場合は、出資割合が 20 % 以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	必要なし	
代表構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事
	格付等級	A
	許可業種	土木工事業
	地域要件	県内
	企業の工事实績	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
	必要なし	
	企業の工事規模実績	元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J V の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
	必要なし	
J R 近接工事	J R 近接工事	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。
	該当なし	

※復興JV以外のJV該当ありの場合

	出資割合	構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。
その他の構成員の資格要件	発注種別 格付等級	一般土木工事 A
	許可業種	土木工事業
	地域要件	県内
	企業の工事实績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
	企業の工事規模実績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	JR近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項 目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の閲覧等	令和7年6月24日(火)～ 令和7年7月28日(月)	電子閲覧システム
設計図書等の質問	令和7年6月24日(火)～ 令和7年6月30日(月)	福島市杉妻町2番16号(西庁舎3階) 福島県企業局工業用水道経営課 電話番号 024-521-7573 ファクシミリ 024-521-7960 電子メール kougyou_keiei@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの 件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問 書】工事番号下4桁(会社名)」として提出 すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによるこ ととしますが、ファクシミリ送信を希望する 場合は、上記電話番号まで連絡すること。
質問の回答予定	令和7年7月3日(木)	福島県企業局ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページで 質問回答を確認すること。

※復興JV以外のJV該当ありの場合

項 目	期間又は期日	場 所 等
入札参加受付	令和7年7月14日(月)～ 令和7年7月15日(火)	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	【電子入札対象工事の場合】 令和7年7月25日(金) 午前9時00分～ 午後5時00分 令和7年7月28日(月) 午前9時00分～ 午後3時00分	【電子入札対象工事の場合】 電子入札システムへの入力による。 ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。
開札	令和7年7月29日(火) 午前10時00分	開札は公開とする。 福島市杉妻町2番16号(本庁舎4階) 415会議室
落札者の決定予定日	令和7年8月1日(金)	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 電子閲覧システム及び電子入札システムでの案件検索について

本工事の案件検索の際に、部局等を設定して検索する場合は、企業局を選択し、企業局の案件全体が表示されるよう検索してください。

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県企業局工業用水道経営課

電話番号 024-521-7573

ファクシミリ 024-521-7960

電子メール kougyou_keiei@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

※復興 J V 以外の J V 該当ありの場合

〈参考〉提出する書類一覧表(郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

提出書類	電子入札対象工事の場合	
	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	(注 1) (注 2) (注 3) (注 4) ○	
特定建設工事共同企業体協定書と 同一の内容を記録したファイル (特定建設工事共同企業体での参 加の場合のみ)	○	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○ (注 2)
見積内訳総括表 (低入札価格調査事務処理要領様 式第 6 号)		○
工事費内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試 行要領様式 1 号) ※郵便入札の場合は同様式及び同 様式を記録した C D - R (追記型 コンパクトディスク)		—
下請工種内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試 行要領様式 2 号)		—

※ 電子入札における留意点

- (注 1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問いません)を資料として添付してください。
- (注 2) 添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。)を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。
- (注 3) 総合評価方式(標準型)の場合、様式第 9 号(その 1 ～その 2)及び様式第 10 号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。
- (注 4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。